

シンガポールデータフェスティバル 2026 等結果報告

令和 8 年 9 月 16 日
個人情報保護委員会

令和 8 年 7 月 20 日（月）から 23 日（木）まで、シンガポールにおいて開催されたシンガポールデータフェスティバル 2026（Singapore Data Festival 2026：S D F 2026）及び I A P P アジアフォーラム 2026（International Association of Privacy Professionals Asia Forum 2026：I A P P 2026）等に手塚委員長、水島専門委員及び事務局職員が参加した。

1. 会合全体について

シンガポール個人データ保護委員会（Personal Data Protection Commission：P D P C）主催の S D F 2026 及び国際プライバシー専門家協会（International Association of Privacy Professionals：I A P P）主催の I A P P 2026 においては、世界 40 か国から 2,500 名を超えるデジタル・トラスト分野の関係者が参加し、47 のイベントが開催された。S D F 2026 においては、データと A I、越境データ共有等について議論が行われ、I A P P 2026 では、アジア各国当局のデータ政策や A I 関連のリスク・コンプライアンス等をテーマとしたセッションが行われた。

2. 当委員会からの発言等

- （1）パネルセッション「国境を越えたデータ共有、アクセス、利用の強化」（S D F 2026）への登壇

手塚委員長は、S D F 2026 の各国データ保護機関向けパネルセッションにおいて、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：D F F T）の A S E A N 展開に向けた取組の 3 本の柱として、① A S E A N 全体の協力取組としてグローバル越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules：C B P R）等の推進や日本版モデル契約条項（Model Contractual Clauses：M C C）と A S E A N M C C の相互運用に向けた取組、②各メンバー国との個別の協力取組として、各国の法令制度面における支援・協力、③各国の執行機関への事例や知見の共有等、実務面での協力取組を進めていく考えを紹介した。また、今般実施した令和 8 年個人情報保護法の改正について説明し、本人の権利利益を保護しつつ、A I 開発等のためのデータ利用を円滑化する制度整備を紹介した。

- （2）パネルセッション「A I 時代におけるデータ保護当局の役割及び方向性」（I A P P 2026）への登壇

水島専門委員は、I A P P 2026 のパネルセッションにおいて、令和 8 年個人情報保護法の改正について紹介をするとともに、D F F T 及びグローバル C B P R 等を通じ、各国制度の相互運用性を確保し信頼性のある国際的なデータ流通を推進することの重要性について説明した。

3. シンガポール P D P C との協力覚書（Memorandum of Cooperation：M O C）締結

シンガポール P D P C との間で、個人データ保護分野における M O C を締結した。署名式では、シンガポール情報通信メディア開発庁ン・チャーポン C E O 及び石川浩司駐シンガポール大使立会いの下、手塚委員長とシンガポール P D P C

デニス・ウォン委員がMOCに署名した。本MOCにより、両機関は、個人データ保護、越境データ流通及び新たなデジタル技術への対応に関する協力を一層推進することとした。

4. 各国データ保護機関との会談

本出張の機会に、手塚委員長は以下の各データ保護機関と意見交換を行った。

- シンガポールPDPC デニス・ウォン委員
- 英国情報コミッショナーオフィス ポール・アーノルド副委員兼最高執行責任者
- タイ個人データ保護委員会 ティエンチャイ・ナ・ナコーン委員長

5. 企業・関係機関との意見交換等

本出張の機会に、手塚委員長は、鹿島建設株式会社がシンガポールに設置する技術研究所シンガポールオフィスを訪問し、スマートビルにおけるAI、IoT、PETs等の研究・実証の取組を視察した。また、ジェトロ・シンガポール事務所を訪問し、黒川淳二所長からASEANに進出する日本企業の個人情報保護対応や越境データ移転上の課題について説明を受けた。

以 上